

東京都食品安全推進計画の改定について<答申> 概要

第1章 改定に当たっての考え方

第1節 計画の基本的事項

1 食品安全条例と推進計画との関係
食品安全条例第7条に基づき策定

2 計画の基本的視点
食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、諸課題を解決

3 計画の構成
(1) 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系(基本施策)
(2) 重点的に取り組むべき施策(重点施策)
(3) 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方

4 計画期間
令和3年度から令和7年度までの5年間

第2節 課題と対応の方向性

計画の基本的視点に対応した3点を「施策の柱」に位置づけ課題を整理

施策の柱1
食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

【課題】
・生産から消費までの安全確保
・HACCPに沿った衛生管理の制度化
・食品の提供主体・形態が多様化

【対応】
・都独自のGAP認証の普及
・HACCP管理の導入・定着
・食提供主体への技術的支援
・テイクアウト・宅配等始める事業者への対策の周知徹底

施策の柱2
情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

【課題】
・輸入食品の安全確保
・広域的・大規模な食中毒事案の発生
・健康被害情報の収集
・表示等新たな法制度の対応

【対応】
・海外を含めた情報の収集・分析・評価
・広域事案発生時の関係機関の連絡・連携体制の強化
・「健康食品」の健康被害情報の収集、指定成分等含有食品報告制度への対応
・新たな表示制度に基づく適正表示の推進

施策の柱3
関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進

【課題】
・都民自らが判断して食品を選択できる環境づくり
・外国人従事者とのコミュニケーション
・食物アレルギーへの対応

【対応】
・都民・事業者・行政の意見交換の場の充実
・外国人従事者への情報発信
・総合的な食物アレルギー対策

第2章 食品の安全確保のための施策

第1節 施策の体系化

- 推進計画を総合的に実施するため、施策を体系化
- 3つの「施策の柱」に基礎研究や人材育成など施策の土台となる取組を「施策の基盤」として、位置づけ

第2節 基本施策

- 都における生産から消費に至る各段階における食品安全の確保のため、着実かつ継続的な取組が必要となる基本的な施策(47施策)について、「施策の柱」、「施策の基盤」ごとに一覧としてとりまとめ

第3節 重点施策

- 基本施策の中から、食品安全を取り巻く現下の重要課題に対応するための施策を重点施策として選定(11施策)

◎ 重点施策選定の考え方

第1章第2節で示した食品安全を取り巻く現下の重要課題に照らし、今後5年間を見据え、重要課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的な取組が必要な施策を選定

第3章 推進計画の実施に向けた考え方

第1節 施策の推進体制

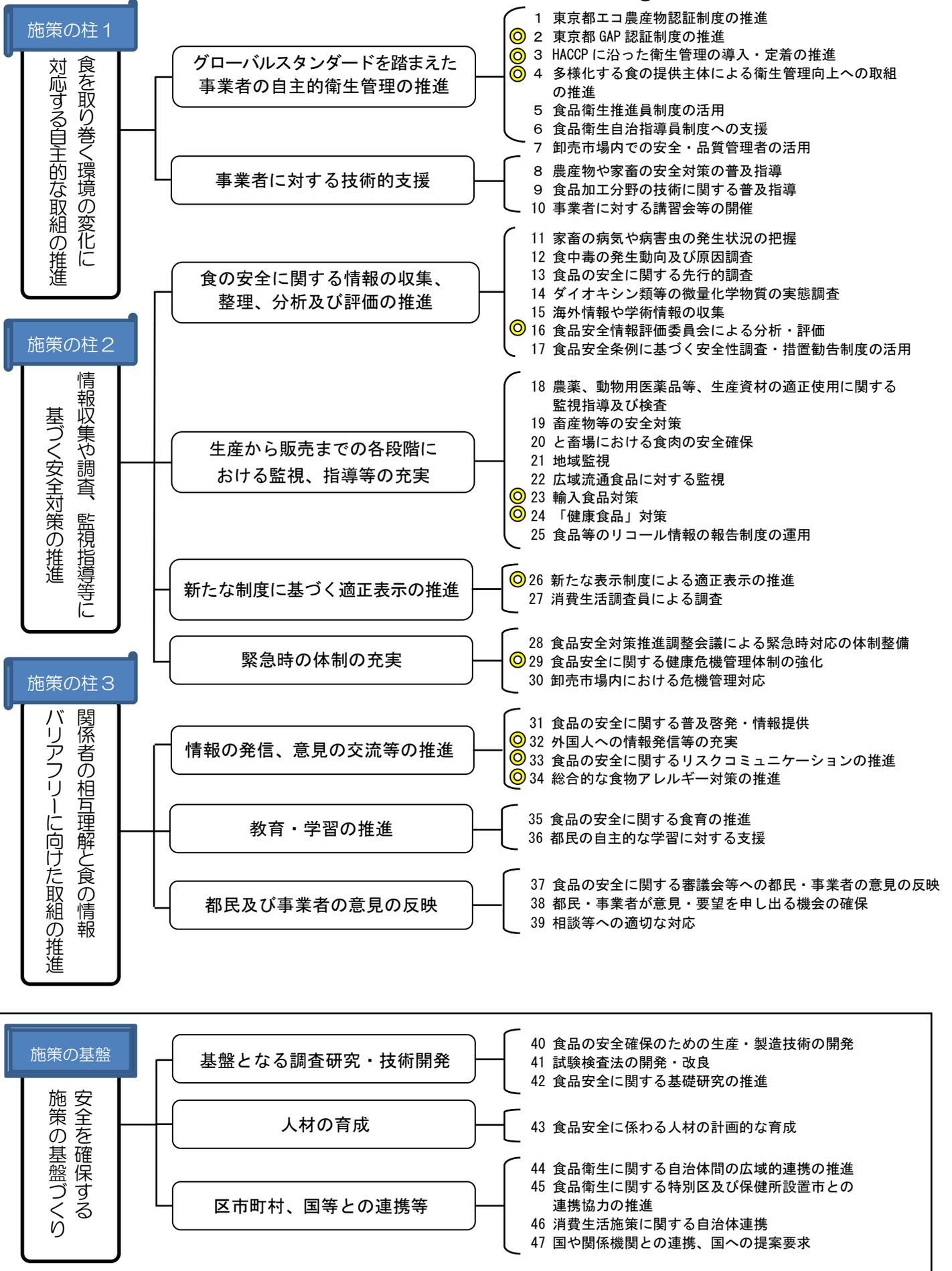
- 関係各局が適切に連携し、全庁的に施策を推進
- 各種審議会等の意見や提言を活用し、施策を推進

第2節 推進計画の実施と見直し

- 重点施策を中心に進捗状況等を把握し、適切な点検と進行管理を実施
- ⇒ 進捗状況を年度毎に食品安全審議会へ報告、中間時期に広く都民に公表
- 新たなリスクの顕在化等による諸状況の変化や法改正等の課題が想定を超えて大きい場合は必要に応じて計画の見直しを検討

都における食品安全確保施策の総合的な体系

基本施策 (○: 重点施策)



重点施策（11施策）

施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

施策1 東京都GAP認証制度の推進（基本施策2）

新規

- ・研修会等による生産者の認証取得の促進
- ・GAP農産物の流通拡大
- ・食品安全や環境保全など認証制度の特徴を消費者へPR

施策2 HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進（基本施策3）

法改正

- ・HACCPに沿った衛生管理の周知及び技術的支援
- ・食品安全を担う人材の育成

施策3 多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進（基本施策4）

新規

- ・ボランティア等の食の提供主体への衛生管理に係る技術的支援
- ・テイクアウトや宅配等の新たな提供形態を開始する事業者への衛生管理の方法等に関する情報提供や指導

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

施策4 食品安全情報評価委員会による分析・評価（基本施策16）

- ・海外情報などの食品安全に関する情報の収集
- ・都民等への情報発信
- ・食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価

施策5 輸入食品対策（基本施策23）

- ・専門監視班による監視の実施
- ・輸入食品の検査の実施
- ・輸入事業者講習会の開催
- ・輸入事業者の自主管理の支援

施策6 「健康食品」対策（基本施策24）

法改正

- ・流通市販品に対する監視指導
- ・ホームページや啓発資材等を通じた都民への普及啓発
- ・指定成分等含有食品の表示制度や健康被害事例報告制度の適切な運用
- ・事業者講習会の開催
- ・「健康食品」による健康被害事例専門委員会の運営
- ・機能性表示食品制度への適切な対応

施策7 新たな表示制度による適正表示の推進（基本施策26）

- ・国など関係機関との連携
- ・新しい制度に応じた相談・監視の実施
- ・適正表示推進者の育成
- ・DNA分析等による食品表示の科学的検証の実施

施策8 食品安全に関する健康危機管理体制の強化（基本施策29）

法改正

- ・広域連携協議会等を活用した関係機関との連携体制の構築
- ・緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施

施策の柱3 関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進

施策9 外国人への情報発信等の充実（基本施策32）

新規

- ・外国人の食品関係従事者への情報発信
- ・ホームページ等を通じた食品安全情報の発信
- ・飲食店等における利用者への食物アレルギー等の情報提供の支援

施策10 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進（基本施策33）

- ・参加型のイベントやシンポジウムの開催などによる関係者の活発な意見交換
- ・普及啓発資材等による情報提供の充実
- ・児童等対象に応じた体験型啓発の実施

施策11 総合的な食物アレルギー対策の推進（基本施策34）

- ・食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導
- ・学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成